

遺言書作成サポート

Last will and testament

なぜ遺言書が必要なのか？

自分の財産を継がせたい家族を指定できます。

遺言書を作成すると誰にどの財産を遺すのか、自分の意志で決めることができます。

残された家族の負担を減らすことができます。

相続の手続きは思いの外大変な作業です。

そんな残された家族の負担は遺言書を作成することで軽くすることができます。

あなたの想いを家族に残すことができます。

普段はなかなか伝えられない家族への想いや感謝の気持ちやも遺言書に
付け加えることで、残された家族にきっと届くことでしょう。

- 遺言に関する指導・文案作成
- 公正証書遺言作成のサポート
- 遺言書作成に必要な書類の収集、
財産調査、相続人調査等

その他遺言書作成に関するることは
なんでもお気軽にご相談ください！

主な遺言書の種類

自筆証書遺言	遺言者本人がすべて手書きで作成する遺言書。
公正証書遺言	公証役場で公証人に遺言内容を口述し作成してもらう遺言書。

行政書士福田事務所

代表行政書士 福田義信

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸1792番地2

グランドウール登戸510

電話 044-299-9731

メール info@fukuda-gyosei.com

☞ 遺言書に関する相談・ご依頼は
お気軽に当事務所へ！